

2023年秋年末闘争・組織拡大

CTG 建交労道本部闘争速報

2023年10月23日/第5号

〒060-0909 札幌市東区北9条
東1丁目北海道労働センター2F
TEL011-711-7377
FAX011-711-7388
e-mail/ctg.hokkaido@gmail.com

なくせじん肺キャラバン

北海道労働局に要請 **10** 労基署と **3** 市にも

10月18日に「なくせじん肺キャラバン」の北海道労働局要請をおこないました。要請には弁護士、石炭じん肺訴訟の元原告、建設アスベスト訴訟の遺族原告など10人（建交労からは道本部の森国委員長、宮澤書記長など3人）が参加しました。労働局からは監督課・健康課・労災補償課の担当者が対応しました。

北海道労働局管内の粉じん作業をおこなっているのは1,806事業所で、令和4年度の監督指導数は110件という回答がありましたが、監督指導の内容や結果は明らかにしませんでした。しかし、何年か後には全国の分をまとめて公表しているとの説明がありました。建交労の森国委員長は、トンネル建設工事における労働時間についてじん肺防止のための指導の強化を求めました。

北海道労働局が1台保有しているアスベストアナライザーの活用状況について「令和4年度は3件、令和5年度は上期で3件」との回答がありましたが、具体的に活用した監督署名は明らかにしませんでした。やりとりの中で、前の週におこなった小樽署と小樽市への要請の中で「局のアナライザーを1回借り出して、市内の4～5か所の現場で測定した」ことが明らかにされており、積極的な活用のためにもどこの署が借り出したのか明らかにすべきだと強く求めました。

この日に先立って、10月10日と11日には10労基署（札幌中央・旭川・滝川・帯広・札幌東・苫小牧・室蘭・小樽・函館・釧路）と3自治体（旭川市・帯広市・小樽市）への要請行動もおこないました。

北海道鉄道本部が年末一時金要求書提出

北海道鉄道本部は10月10日に年末一時金の要求書をJR北海道に提出しました。要求は、①正規・非正規の格差を設けずJR北海道で働く全ての労働者に年末一時金を支給すること、②2023年年末一時金を基準内賃金の3.5か月分を支給すること、③基本給が減額されている55歳以上の社員については減額前の基本給で支払うこと、④エルダー社員に対して、現行で定められている乗率2分の1は不適切であり行使しないこと、⑤寒冷地手当不支給の社員は暖房費の高騰により生活が苦しい状況に追い込まれていることから特段の生活支援をおこなうことなどです。

7～9月の新規認定38件

道本部労災職業病部会は今年7～9月の新規労災認定などのとりくみをまとめました。新規認定は38件（振動障害・13/じん肺・4/アスベスト疾患・1/アスベスト遺族補償・1/騒音性難聴・19）です。また、7～9月に労災認定などの要求で建交労に加入した人は14人でした。

旭川支部が団地などに宣伝物配布

旭川支部は10月10日に市内の労災職業病被災者にむけた宣伝行動をおこない、全国労災職業病部会が作成したパンフレットに旭川支部のラベルを貼って1,000枚を、支部事務所近くの市営団地などに配布しました。この行動には就労訓練事業に来ている4人に協力してもらいました。